

# 北本市国民健康保険税条例の一部改正について

## 1 改正の趣旨

地方税法施行令等の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の課税額の限度を改定するとともに規定を整備し、及び出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除について必要な事項を定めるもの

## 2 主な改正内容

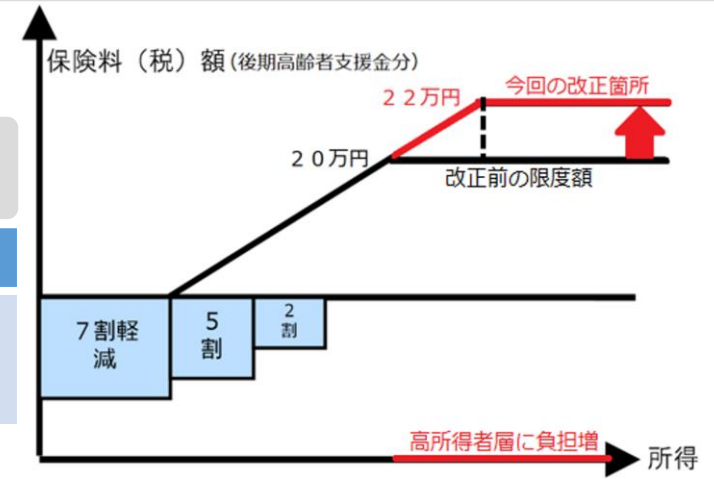
### (1) 賦課限度額の見直し

国民健康保険税の課税限度額について、「後期高齢者支援金分」を2万円引き上げて22万円とするものです。

| 現行             | 改正後            |
|----------------|----------------|
| 国民健康保険税課税限度額   | 国民健康保険税課税限度額   |
| 後期高齢者支援金分 20万円 | 後期高齢者支援金分 22万円 |

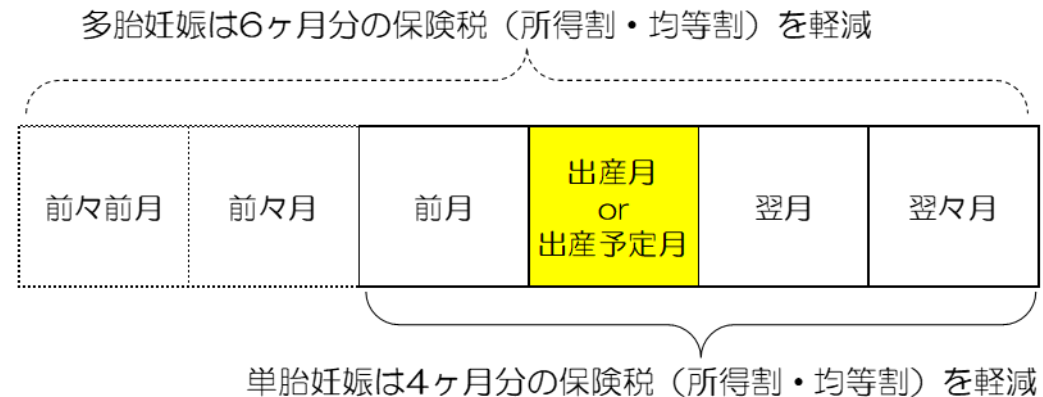
### (2) 産前産後における保険税免除制度の創設

国民健康保険税の「所得割額」及び「均等割額」の、産前産後期間に係る4ヶ月相当分（多胎妊娠の場合は6ヶ月相当分）を減額するもの



## 3 施行期日

- (1) 施行日 令和6年4月1日  
(令和6年度分の国保税から適用)
- (2) 施行日 令和6年1月1日



報道関係各位

北本市  
kitamoto city

令和5年11月17日  
北本市役所 子育て支援課  
児童相談担当 佐藤、畑野  
048-511-7702  
a02236@city.kitamoto.lg.jp

## 新たな公設学童保育室を整備します



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



学童利用者が増加している中丸小学校区において、小学校に隣接する市有地に新たな公設学童保育室を整備します。

中丸小学校区については、共働き世帯の増加等により学童保育室の利用者数が増えており、さらなる保育ニーズが高まっていることから、緊急的に新たな公設学童保育室を整備します。

建設にあたっては、SDGs に配慮し、児童数の増減にも柔軟に対応できる公共施設として整備を進めます。

### 施設概要

- 名称 (仮称)中丸第二学童保育室
- 所在地 中丸小学校脇南側
- 延べ床面積 155.05㎡(予定)
- 予定定員数 80名(40×2支援単位)
- 開所予定 令和7年4月
- 予算額 4,906千円(実施設計委託料)

### 担当者コメント

このたび、公設学童保育室の混雑解消を図るため、新たな学童保育室を整備します。子どもたちが、安心して放課後の時間を過ごせるよう、引き続き保育環境の整備に努めてまいります。